

---

令和6年 第1回 築上町議会定例会会議録（第2日）

令和6年3月7日（木曜日）

---

議事日程（第2号）

令和6年3月7日 午前10時00分開議

- |       |        |                                                                                   |
|-------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第1  | 議案第4号  | 令和5年度築上町一般会計補正予算（第15号）について                                                        |
| 日程第2  | 議案第5号  | 令和5年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について                                                   |
| 日程第3  | 議案第6号  | 令和6年度築上町一般会計予算について                                                                |
| 日程第4  | 議案第7号  | 令和6年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について                                                     |
| 日程第5  | 議案第8号  | 令和6年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について                                                         |
| 日程第6  | 議案第9号  | 令和6年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について                                                   |
| 日程第7  | 議案第10号 | 令和6年度築上町霊園事業特別会計予算について                                                            |
| 日程第8  | 議案第11号 | 令和6年度築上町国民健康保険特別会計予算について                                                          |
| 日程第9  | 議案第12号 | 令和6年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について                                                         |
| 日程第10 | 議案第13号 | 令和6年度築上町西角田財産区特別会計予算について                                                          |
| 日程第11 | 議案第14号 | 令和6年度築上町葛城財産区特別会計予算について                                                           |
| 日程第12 | 議案第15号 | 令和6年度築上町上城井財産区特別会計予算について                                                          |
| 日程第13 | 議案第16号 | 令和6年度築上町水道事業会計予算について                                                              |
| 日程第14 | 議案第17号 | 令和6年度築上町下水道事業会計予算について                                                             |
| 日程第15 | 議案第18号 | 築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第19号 | 築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                                |
| 日程第17 | 議案第20号 | 築上町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                  |
| 日程第18 | 議案第21号 | 築上町収入印紙等購買基金条例の制定について                                                             |
| 日程第19 | 議案第22号 | 築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について                           |
| 日程第20 | 議案第23号 | 築上町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について                                                        |
| 日程第21 | 議案第24号 | 築上町漁港区域における水域占用料及び土砂採取料徴収条例の一部を                                                   |

改正する条例の制定について

- 日程第22 議案第25号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第26号 築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第27号 築上町いじめ防止等対策推進条例の制定について
- 日程第25 議案第28号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 日程第26 議案第29号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第27 議案第30号 築上町教育委員会委員の任命について
- 日程第28 議案第31号 築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第29 議案第32号 築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第30 議案第33号 築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第31 議案第34号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第32 議案第35号 町道路線の変更について
- 日程第33 議案第36号 町道路線の廃止について
- 日程第34 議案第37号 権利の放棄について
- 日程第35 議案第38号 公有水面の埋立てについて
- 日程第36 議案第39号 基本協定の締結に係る議決内容の一部変更について
- 日程第37 議案第40号 工事請負契約の締結について
- 日程第38 発議第1号 築上町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第4号 令和5年度築上町一般会計補正予算（第15号）について
- 日程第2 議案第5号 令和5年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第3 議案第6号 令和6年度築上町一般会計予算について
- 日程第4 議案第7号 令和6年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第5 議案第8号 令和6年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第9号 令和6年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第10号 令和6年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第11号 令和6年度築上町国民健康保険特別会計予算について

- 日程第9 議案第12号 令和6年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第10 議案第13号 令和6年度築上町西角田財産区特別会計予算について
- 日程第11 議案第14号 令和6年度築上町葛城財産区特別会計予算について
- 日程第12 議案第15号 令和6年度築上町上城井財産区特別会計予算について
- 日程第13 議案第16号 令和6年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第14 議案第17号 令和6年度築上町下水道事業会計予算について
- 日程第15 議案第18号 築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第19号 築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第20号 築上町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第21号 築上町収入印紙等購買基金条例の制定について
- 日程第19 議案第22号 築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第23号 築上町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第24号 築上町漁港区域における水域占用料及び土砂採取料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第25号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第26号 築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第27号 築上町いじめ防止等対策推進条例の制定について
- 日程第25 議案第28号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 日程第26 議案第29号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第27 議案第30号 築上町教育委員会委員の任命について
- 日程第28 議案第31号 築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第29 議案第32号 築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第30 議案第33号 築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第31 議案第34号 築上町農業委員会委員の任命について

- 日程第32 議案第35号 町道路線の変更について
- 日程第33 議案第36号 町道路線の廃止について
- 日程第34 議案第37号 権利の放棄について
- 日程第35 議案第38号 公有水面の埋立てについて
- 日程第36 議案第39号 基本協定の締結に係る議決内容の一部変更について
- 日程第37 議案第40号 工事請負契約の締結について
- 日程第38 発議第1号 築上町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

---

**出席議員（13名）**

|            |            |
|------------|------------|
| 1 番 今富 義昭君 | 2 番 江本 守君  |
| 4 番 田原 宗憲君 | 5 番 工藤 久司君 |
| 6 番 田村 紘貴君 | 7 番 宗 裕君   |
| 8 番 丸山 年弘君 | 9 番 信田 博見君 |
| 10番 池永 巖君  | 11番 武道 修司君 |
| 12番 塩田 文男君 | 13番 吉元 健人君 |
| 14番 池亀 豊君  |            |

---

**欠席議員（1名）**

3 番 鞆野 希昭君

---

**欠 員（なし）**

---

**事務局出席職員職氏名**

|           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 局長 横内 秀樹君 | 次長 脇山千賀子君（監査委員事務局長併任） |
| 書記 中原 寿浩君 | 書記 小野 聖佳君             |

---

**説明のため出席した者の職氏名**

|              |        |                         |        |
|--------------|--------|-------------------------|--------|
| 町長 ……………     | 新川 久三君 | 副町長 ……………               | 八野 紘海君 |
| 教育長 ……………    | 久保ひろみ君 | 会計管理者兼<br>会 計 課 長 …………… | 石井 紫君  |
| 総務課長 ……………   | 椎野 満博君 | 企画財政課長 ……………            | 元島 信一君 |
| まちづくり振興課長 …… | 桑野 智君  | 人権課長 ……………              | 武道 博君  |

|          |       |        |            |       |        |
|----------|-------|--------|------------|-------|--------|
| 税務課長     | …………… | 田村 貴志君 | 子育て・健康支援課長 | …     | 吉川 千保君 |
| 保険福祉課長   | …………… | 種子 祐彦君 | 産業課長       | …………… | 古市 照雄君 |
| 建設課長     | …………… | 神崎 秀一君 | 都市政策課係長    | …………… | 出口 厚志君 |
| 上下水道課長   | …………… | 福田 記久君 | 住民生活課長     | …………… | 西田 哲幸君 |
| 学校教育課長   | …………… | 鍛冶 孝広君 | 生涯学習課長     | …………… | 尾座本三雄君 |
| 教育施設整備室長 | ………   | 樽本 知也君 | 農業委員会事務局長  | …     | 山本健太郎君 |
| 監査委員事務局長 | ………   | 脇山千賀子君 |            |       |        |

---

午前10時00分開議

○議長（塩田 文男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

---

**日程第1. 議案第4号**

○議長（塩田 文男君） 日程第1、議案第4号令和5年度築上町一般会計補正予算（第15号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方。田村議員。

○議員（6番 田村 紘貴君） 1点質問があります。16ページの2款1項5目14節の中で機械設備整備改修工事とありますが、この3,000万円は結構大きな金額ですけど、これがどういった内容の工事なのか教えてほしいと思います。

○議長（塩田 文男君） 元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 企画財政課、元島でございます。

御質問の内容についてお答えさせていただきます。予算書16ページにございます2款1項5目財産管理費の14節工事請負費3,000万円の減額について御説明申し上げます。

この3,000万円につきましては、昨年6月の補正予算において、町のホームページやLINEで発信をしております町の情報、イベントのお知らせ、災害・防災情報を発信するために、防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金3,000万円を活用いたしまして、本庁舎の敷地内に大型のLEDビジョンを設置するということで、LEDビジョン代が2,500万円、電気工事代500万円で計3,000万円の予算を計上いたしまして、議会で承認を頂いたところでございます。

予算を承認後、仕様書を作成するに当たりまして幾つかの問題が発生したために、今回減額を

いたした次第でございます。問題点といたしましては、ハード的な問題といたしまして、横5メートル縦3メートルのLEDビジョンを設置しようということで、いろんな各種メーカーの仕様を確認したところによりますと、国産のメーカーと海外のメーカーで金額がすごく差異があるということと、それとLEDのドットというんですか、光るところの細かさと粗さによってまた金額があるということで、どれをまず選ばばいいのかというので問題点が1個発生してきたと。

それと、一番大きな問題点がソフトの関係でございます。私どもといたしましては、先ほども申し上げましたけども、ホームページやLINEもしくは防災行政無線で災害情報のほうの分の発信をしておりますので、それが各課のほうで情報発信をした際に、LEDビジョンのほうに瞬時に反映できるようなふうに考えておりましたけども、メーカー等の分に言いますと、そういうような今のところソフトがないということで、再度そのメーカーが決定次第、今の私どもの使っておりますホームページ等のメーカーとの協議をもって、ソフトを作らないといけないということの大きな問題が発生いたしましたので、今年度の令和5年度の事業についてはちょっと断念をして、今補正予算で減額した次第でございます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 江本議員。

○議員（2番 江本 守君） これ、ちょっとお尋ねですが、（「マイクちょっと……」と呼ぶ者あり）昨年6月議会で、宗晶子前議員がこの執行部の提案に対して動議を出しました。このときに宗さんが、ちょっと軽々じゃないかと、年間にかかる電気代等々考えてのことなのかと、これは無駄ということで、賛成議員がおられたということで動議が成立しました。

それに対して、現議長の塩田文男さんが総務産業建設常任委員会の委員長時代でありまして、我々は常に執行部の提案に対しては賛成という姿勢を取って、今後も変わりませんけども、これ、議会で執行部の提案を受け入れて決議した、しかし取り下げるときは議会に全く相談なしにやるのかと。これは議会軽視もいいところじゃないか。これは、町長、副町長、担当課長、この点についてどうなのか。都合のいいときは議会を利用し、議会軽視も甚だしいと私は感じるが、いかが。

○議長（塩田 文男君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） この案件につきましては、私が強く予算計上という形でしたところですけど、先ほど企画財政課長がお話しされたように、私も先進地である大洗町のほうに行きまして、大洗町のほうは直接、町長指示でやったということで、行政情報だけでなく民間の広告といいますか、情報も取り入れてスポンサー料を頂いて流したと。そのソフトについても、そういうソフト会社でやったというような形で、我々が考えている部分と若干違うなということでございます。

この予算計上については、予算計上のときは事前相談ありませんけど、それを削除、落とすときは前もってということが筋でありますけど、今までの予算計上等のやり方において、前もって相談ということが今までなかったという形で、今回もそれについてはしていなかったということでございますので、今後、軽微な事項は別にして、大きな事項については相談といいますか、委員会等の開催時において相談、協議はしていきたいなと思っています。誠にすみませんでした。以上です。

○議長（塩田 文男君） ちょっと江本議員、待って。田村議員はこれについて、さっき私は飛ばしてしまっただけど、これはどうなん、いいですか。（発言する者あり）江本議員。

○議員（２番 江本 守君） これは私、先ほども言いましたけども、塩田、当時の委員長が、やっぱりこのPR動画、非常に大事だし、そしてインスタで町をアピールする、まずこういうことを始めて、今どこの自治体もやっておりますが、まずこの町に人を呼ぶことから始まらないかと。そして、うちの町のやっていること、たくさんいいことがあります。そういう中で、この町に住んでみたいという人も中にはいないとは限らない。やはり、少子化で人口を増やそうとする気持ちが根本的にあるならば、そういったことが大事ということで議会で承認したことであって、これ取り下げるときは、今、軽微で、予算やけ、今まではなかった、今まではなかったかもしれんけども、今後は議案提出に対して、我々も一生懸命勉強して、きっちり提言することは提言したいし、議会で承認したことを変える場合は必ず事前に相談してほしいと、今後は特にこれを要望します。

○議長（塩田 文男君） ほかに。工藤議員。

○議員（５番 工藤 久司君） ２０ページですかね。町長が冒頭の行政報告の中で、この４款１項２１目の補償金の４、４２０万の件ですが、冒頭、行政報告の中で、コロナワクチン接種の関係でこの補償金が発生したというような説明があったと思うんですが、もう少し詳しく、言える範囲で結構ですので、皆さんに情報として伝えてほしいと思います。

○議長（塩田 文男君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

コロナワクチン健康被害給付につきましてお答えいたします前に、健康被害に遭われました方、そして御遺族の方に対しまして、謹んでお悔やみ申し上げ、またお見舞い申し上げます。

では、予算書は２０ページの下の方になります。関係する予算といたしましては、１９節扶助費その他扶助費から次の節の２１節補償・補填及び賠償金、合計４、４５０万７、０００円が新型コロナワクチン接種の健康被害給付費でございます。

本件につきましては、経過を鑑み、当該予防接種も原因となった可能性が否定できないという理由で、国により認定がなされました。内訳は、国が定めた葬祭費２１万２、０００円、予防接

種健康被害給付費といたしまして9万5,000円。9万5,000円、この内訳といたしましては、医療費が2万700円と医療手当7万4,000円でございます。そして、21節の補償金は死亡一時金4,420万円でございます。

給付費につきましては、国が申請者に支払うものですが、一旦町が支払い、その後、町が国に請求する流れとなり、歳入につきましては、歳出額と同額で令和6年度当初予算で計上しております。

年齢や性別、死因、基礎疾患の有無などの詳細につきましては、個人が特定されるおそれがございますので申し上げられませんが、本件に関しましては、結果が出るまでに申請から2年以上かかっております。

基本、子育て・健康支援課ではワクチンに関するこのような御相談に関しましては、お身内を亡くされた中、また申請には大変分かりにくい手続をしなければなりませんので、健康被害に遭われました方、御遺族のお気持ちを考え、申請者にできる限り寄り添い全力で支援することとし、膨大で専門的な書類の解釈にかなりの時間を費やしてまいりました。

ワクチン接種には賛否両論ございますが、今後も町といたしましては、接種するかしないかの判断ができるように告知し、コロナにかかった方でお困りの方や、ワクチン接種が原因と思われる症状で苦しんでいる方などについては、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 町長の行政報告の中では亡くなったというような話はなかったもので、実際に亡くなったということを聞くと、やはりこのコロナワクチンの接種というのは賛否、課長が言われるようにあったと思うんですね。現状、今、全国でもこういう問題が起きていますし、我が町でもこの亡くなった方に限らず、やはり少なからず接種した影響で体調を壊したとかいう方の話も聞きますので、今、課長が言われたように、そういう相談事とかには本当にきちんと向き合って対応をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（塩田 文男君） ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

ただいまの議題となっています議案第4号は、厚生文教、総務産業建設、それぞれの常任委員会に付託します。

---

## 日程第2、議案第5号

○議長（塩田 文男君） 日程第2、議案第5号令和5年度築上町国民健康保険特別会計補正予算

(第2号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第5号は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

---

### 日程第3、議案第6号

○議長（塩田 文男君） 日程第3、議案第6号令和6年度築上町一般会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） それでは、全般についてちょっとお尋ねをいたします。

令和6年度の一般会計予算を計画するというか、予算を立てるに当たって基本的な考え方、基本的な方針を基に予算をつくられたというふうに思っております。その予算に対して今年度、方針どおりにこの予算が出来上がったのか、それとも方針とは全然違う内容でなってしまったのか。うわさというか、ちょっとした話を聞くと、かなりどこの課も予算をカットされたという話を聞いています。補正予算での対応とかそういうふうな形で、当初予算になかなか対応ができなかったというようなお話を聞いているわけなんですけど、方針と現実、それと今後のところ、令和6年度の、まず当初予算が上がっていますが、今後の方向性も含めて説明をお願いをしたいというふうに思います。

○議長（塩田 文男君） 元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 企画財政課、元島でございます。

令和6年度の当初予算編成の方針等について御説明申し上げます。

令和6年度の当初予算編成の方針につきましては、昨年度の11月に方針を作成いたしまして、各職員のほうに通知をいたしました。その中で、財政的に厳しい状況が続くと見込まれるので、財政健全化に向けた予算編成という項目を掲げまして、予算編成のほうを各課のほうで行っていただきました。今、武道議員さんがおっしゃられたように、各課のほうで一部予算の分を財政課査定、副町長査定のほうで削減というか、カットしております。経常経費についてはそういう形で削減をしております。

また、補正予算対応につきましては、4月から6月までに執行見込みが、早期に執行しなければいけないものにつきましては、当初予算のほうに計上させていただいておりますけど、下半期以降に実施するような事業等につきましては、6月補正もしくは繰越金等や地方交付税の額が確定いたします9月補正の対応ということで、先送りをさせていただいております。

今年度につきましても、当初予算につきましては約１５億３，０００万円ぐらいの財源不足が発生しております。その財源不足につきましては、地方債を除きまして財源不足が発生しております。その財源不足につきまして、財政調整基金の繰入金で８億３，０００万円、減債基金を３億円、前年度繰越金等を４億円見込んで財源の調整を行っております。

今後、ますますそういう財源の不足というのが、ここ数年間ずっと１０億円を超えて発生しておりますので、まず当初予算が編成できなければ今後の補正予算が組めませんので、当初予算につきましてはそういう形で、削減という形で方針を出して編成をした次第でございます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 武道議員。

○議員（１１番 武道 修司君） 総務産業建設常任委員会の中身の部分というか、所管の分については、常任委員会でしっかりと協議をさせていただきたいなというふうに思っていますが、厚生文教の関係も全般的にありますので、この予算がもし可決すれば、次の補正に向けて、それとまた財政の健全化に向けて、しっかりとした対応で財政運営をやっているように思っています。

以上です。

○議長（塩田 文男君） ほかにありませんか。池永議員。

○議員（１０番 池永 巖君） ７３ページ、７４ページにわたりますけど、３款の民生費、この３目の高齢者福祉費の２２節委託料ですが、緊急通報体制等整備事業委託料２２６万５，０００円、これと、また次の内容ですが、９３ページと９４ページの件ですが、９３ページの３款民生費６目の児童福祉施設費１２節委託料３，７６９万６，０００円、９４ページの同じ内容になるわけですが、３款民生費の７目児童福祉運営費１２節委託料８，２２６万７，０００円です。

この３項ですが、最初の緊急通報体制等整備事業委託料、この内容について、これから大変、この内容については、重要な内容になるのかなと思いますが、どこがどこに、どのように請けさせてやっているのか、その説明をお願いします。

それから、次の児童福祉施設費と運営費の件ですが、これは、この内容について毎月、契約料が１２か月でできて、それにまたプラスアルファでこういう金額が決まっているのか、一体この金額が決まっているのか、そういうところをお聞きしたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（塩田 文男君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。

ただいま御質問のありました３款１項３目、高齢者福祉における２２節の委託料のうち、緊急通報体制等整備事業につきましてですが、こちらにつきましては、築上町及び豊前市等、豊築地区のほうの自治体のほうで、広域消防と連携をしながら独り暮らしの高齢者の世帯に緊急通報装

置をほうの貸与をして、それを活用した事業を行っております。

具体的に申しますと、電話回線をお持ちの方の電話機との間に通報装置を設置しまして、何かあったときに通報ボタンを押せば、広域のほうに通報させる、もしくは相談ボタンというのもありますので、相談ボタンを押せば相談事業所に、各自治体のほうが委託契約をしています相談事業所のほうに通報がされるというような仕組みになっております。

私のほうからは、以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

初めに、3款2項6目児童福祉施設費、こちらにつきましては、主に児童館と児童遊園の管理運営費に当たります。そして、3款、次のページの3款2項7目の児童福祉運営費につきましては、主に、町内2か所に設置しております子育て支援センターの経費と、町内4か所に設置しております学童保育施設の管理運営費でございます。

どちらも現在、指定管理ということで築上町社会福祉協議会に委託しております。御質問の支払いの方法でございますが、年間、必要な経費を社会福祉協議会から積み上げてもらって、それを今回のように当初予算に計上させていただいております。これで契約をするわけでございますが、その後は、この一本の金額でお支払いをするんですが、町の財政状況もございますので、分割して年に数回お支払いしております。

そして、今まで不足したということはあまり記憶にございませんが、余剰金というか、余った分につきましては、年度末に精算するようにしております。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 池永議員。

○議員（10番 池永 巖君） この委託先というのは変わっていかないわけですか。決まったところで得られるわけですか。

○議長（塩田 文男君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

議員のおっしゃるとおり、今のところ指定管理ということで築上町の社会福祉協議会にお願いしております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 池永議員。

○議員（10番 池永 巖君） ありがとうございます。

○議長（塩田 文男君） ほかに。宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 宗でございます。

来年度一般会計予算について質問させていただきます。予算書の８ページ、第２表債務負担行為、下段でございます。

小中一体型校整備事業、令和７年度から令和８年度、約６３億円、この予算計上について重大な問題点及び疑問点を感じるので、少し長くなりますが、重大なことなんで質問させていただきます。

先日、議会初日、本会議終了後に全員協議会において、ただいま計画が進行中の小中一貫校の計画の説明がございました。その中で、この６０億円、来年度設計施工一括方式、さらに公募型プロポーザルで契約をする予定であるという説明がありました。

正直、私はそれを聞いてびっくり仰天しました。あり得ないことだと。

それで、それを聞いてすぐ、その日のうちに資料要求をさせていただきました。約６０億円以上の予算の根拠です。６０億円もの予算を計上するならば、当然、具体的な根拠、また、いろいろ検討した結果があるはずだろうと。

ですから、ここにありますが、本日、出てきた資料要求の回答がありますが、私の質問は、債務負担行為が予算計上されている。この予算計上するためには、これは来年度の契約を想定しているわけですから、その具体的な契約内容及びその契約の業者選定のための予定している入札方式、あと、この６３億円以上の金額の根拠が分かる資料ということで要求したら、これまたびっくり仰天、ほかにも多少附属資料がついているのかもしれませんが、決裁書１枚に概算ということで大まかな金額の数字がついているだけなんです。

これだけではないかもしれませんが、６０億円以上の予算を計上するのに、Ａ４の紙に二、三枚の資料しかない。中身を本気で具体的に検討しているのか、大きな疑問でございます。それで、その疑問の具体的内容に入ります。

予算計上には、具体的な目的、理由がないと、何となく使う予定ですとか、もしかしたら使うつもりですとか、そういう計上は許されません。具体的な裏づけがないと駄目なんです。具体的な裏づけがないと具体的な裏づけがない予算計上は、私は法律違反と言ってもいいと思っております。その具体的な裏づけの大きな内容が、私が資料要求したその内容です。

どんな契約を予定しているのか、どういう契約をするのか、どんな必要性があってその契約をして、どういうふうに業者選定するのかとか、そういう具体性がないと駄目でしょう。概算金額で６０億円以上かかるだけではと。

それを具体的に申し上げます。

初日の全協での説明のパワーポイントか、とにかくパソコンの資料が今後のスケジュールということで映し出されたんです。その中では、担当者の口頭の補足説明がありましたが、映し出された資料は、来年度は、本来は約２億円ちょっとの実設計だけ、再来年度、建設の請負契約を

やるという予定のスケジュール表だったんです。それが担当者の説明だと、変更になって来年度、設計施工一括で発注すると。ですから、本来、当初の予定していたスケジュールでは、必要がないんです。

来年は取りあえず設計だけやればいい、その設計に基づいて再来年度、本体工事の契約をやればいいんですから来年度は、債務負担行為は必要なくて、今、当初予算の債務負担行為ではないところの一般の会計に入っている実施設計の約2億円の費用だけでいいはずですよ。それが突然、設計施工一括方式のプロポーザル方式に方針が変更されている。誰かの指示で突然変更されたのでしょうか思えないんです。

それで、プロポーザル方式と設計施工一括方式について、少し、御存じない方もいると思うので説明させていただきます。

実は、ちょっとこれは余談ですが、私、国土交通省のガイドライン、あるいはほかの自治体の指針やガイドライン等を印刷していたんですけど、読み上げようと思って、自分の自宅の机の上に置いて忘れてしまいました。ですから、記憶でしゃべりますので、若干違っているところがあるかも知れません。違っていれば、町長あるいは担当課長から後で、ここは違っているよと御指摘いただければ幸いです。

まず、工事の契約は法律で一般競争入札が大前提です。指名競争入札でもプロポーザルでもよほど特別の場合がある場合だけに認められている特例でございます。さらに言うと、最近はこの特例が悪用されて、本来は一般競争入札でやるべき事業がプロポーザル方式で出されて、証拠はないですけど、特定の政治家と関係の深い業者が落札しているという、透明性、公平性に疑問が生じさせるような事例が、実際私は、発生していると思っております。

それで、まずお尋ねします。なぜプロポーザル方式をやる必要があるか、その理由がこの資料要求にはないんです。プロポーザル方式は、はっきり言うと、一般競争入札では期待できる価格競争はというメリットを捨てて、デザインとか性能とか、特別なものを欲しいときに使う方法なんです。

ところが、今度の小中一貫校は、本年度基本設計でほぼデザイン、設計内容は固まっているんです。実施設計というのは、はっきり言えば基本設計で出来上がった設計内容を部材等を拾って積算してという、かなり単純と言うと申し訳ないけれども、あまり。

○議長（塩田 文男君） 宗議員、よろしいですか。負担行為でこのところの質疑なら受けませんが、小中一貫のプロポーザルに入るなら。

○議員（7番 宗 裕君） いや、負担行為を上げている前提で説明している。

○議長（塩田 文男君） いや、今、プロポの説明と言ったんで。

○議員（7番 宗 裕君） じゃあ、それが聞きたいから聞いているんです。

○議長（塩田 文男君） 所管の部分でしたら、委員会のほうで。

○議員（7番 宗 裕君） 議長、申し上げます。

○議長（塩田 文男君） 微妙なところです。質問を先に簡潔に出してもらえますか。

○議員（7番 宗 裕君） 簡潔じゃないのはおっしゃるとおりです。ただ、これは所管外の財政とか、財政かな企画かな、とにかく契約担当部署が合議でやっているはずで、ここで申し上げるべきだと思います。

まあ、ちょっと長いって言われたから言いますけど、これ、とにかく、理由が分からないんです。だから簡潔に言います。何でこういう特殊な、普通はやらない特例的な契約方式をやらなければいけないのか、その理由をお尋ねしたいのと、理由が書面ではないんですよ。60億のそういう理由が書面もないまま計上できること自体が不可解。その理由をここで説明してほしいのと、メリット、デメリットで、こういうメリットがあるから採用したんだという町民に分かるような、町民にとってのメリットを説明してください。

私は、例えばこれ一般競争入札でやると60億ですから10%入札額が低くなれば、それだけでも6億円浮く、5%でも3億円浮くんですよ。プロポーザルでやったら、大体、価格はほとんど見ませんから、満額に近い金額で契約するという流れになってしまいますから、先ほど財政課長が15億もお金足りなかったというのに、何で価格を優先して価格が安くなるような契約方式を採用せずに、あえて価格が高くなるような契約方式を採用しているのかと。その資料を要求したら何も出てこなかったから、ここで聞いているんです。

ですから、今の2点。まず、理由とこれのメリットを説明してほしいのが1点目。もう一つは、当初は、来年度は60億円は計上しない、再来年度に計上する予定で進んでいたのは、全協での説明資料で明らかです。

誰かが指示を出して変更させたとは考えられません。普通に考えると、そのような重大な変更を担当者レベル、課長レベルで変更できるとは思えないんですけど、その変更を当初はさっきも言ったとおり、債務負担行為は計上せずに計画が進んでいたのを突然、計画が変更になったのは誰の指示かっていう以上3つですね。回答をお願いいたします。

○議長（塩田 文男君） 元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 企画財政課、元島でございます。

全協のほうで教育施設整備室のほうが、どのような説明をしたかというのは、私も参加しておりませんので、契約関係についてだけ一般論として御説明申し上げます。

今回、プロポーザルの委員の選定等の分の予算が、確かに宗議員さんおっしゃられるように、10款のほうの教育費のほうで予算計上されております。ただ、これはプロポーザル方式でいくのか、どういう方式でいくのかというのは、プロポーザルでいくというわけではなくて、プロ

ポーザル方式でなった場合に、委員さんの報酬等がなければ、プロポーザルの要項委員の選定等ができないということで、あえてその部分の予算の計上を企画財政課としては認めた次第でございます。

実際の入札方式につきましては、私どものほうの築上町建設工事等競争入札に関する基本要綱の中で、一般競争入札、条件付き一般競争入札、通常型の指名競争入札、公募型の指名競争入札、プロポーザル方式という5つの方式がございますので、最終的には、実際、工事を発注する際に、どの方式でいくのかというのは、今後、決定することと思います。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 元島企画財政課長、長いけばつと分かりやすく言って。

○企画財政課長（元島 信一君） すいません。メリット、デメリットについてですけども、庁舎につきましてもデザインビルド方式のプロポーザル方式でやりました。

一般競争入札につきましても宗議員さんおっしゃられたように、ただ価格だけ下がればいいというものではなくて、機能的な分も含めた総合的な分を含めてプロポーザル方式でやっているということでございます。

築上町の庁舎の建設等についても、事前に筑紫野市さんがDBでプロポーザル方式でやったということで、教えを請いに行った際に、20億円程度プロポーザル方式でも下がったというふうに聞いておりますので、築上町の庁舎建設もそのような方法でやった次第でございます。

そういう件がございますので、今回も一つの案としてプロポーザルのデザインビルド方式というのが元課のほうで、考えているのではなかろうかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） よろしいですか。

○議員（7番 宗 裕君） 回答がない。なぜ、誰の指示でそういう方式に変わったのかという回答がない。少なくとも予算計上されているのだから、決定はしていなくともこういう方針でやれって誰かが指示したんでしょ。

○議長（塩田 文男君） ちょっと待って、答えられる。

樽本教育施設整備室長。副町長。

○副町長（八野 紘海君） 今、入札指名委員会の委員長は私でございますけども、これ予算について事業費的には6億3,700万円上がっておりますけど、今後、DB、デザインビルドでやるのか、ほかの設計施工でやるのかという部分については、特段、担当課のほうから具体的には上がってきておりませんので、まだ、委員会としては、検討もしておらなければ指示もしておりませんので、これが誰の指示とかいう問題は、まだ時期尚早だと、質問については時期尚早だと思いますので、答弁をいたします。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 御回答ありがとうございます。

今の答弁をまとめると、特に誰も指示をしていない、担当課からこういう案もあるけどいかがかと案が上がってきているだけだと。副町長は誰も指示してないし、検討もしてないし決定してないとおっしゃった。財政課長も、もし、プロポーザルをやるようになった時のために審議委員等の予算を計上しているとおっしゃった。

その事実を前提とするならば、この予算は取り下げて、その部分は削除すべきです。決定もしていないことが予算に上がる、あり得ません。私は法律違反だと思います。予備費じゃないんですから。

決定してない、今、決定してないという明確な副町長の答弁がありましたから、この予算は計上する必要もないし、我々議員は議論する必要もないということになると思いますから、決定もしていない予算が上がっていること自体があり得ない、落とすべきです。町長いかがですか。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 中学校建設は、基本的には決定をしております。だから、それに基づいての予算ということで、見積りを教育委員会のほうから私はもらっておるといとか、私はちょうど休んでおりましたけれども、そこで予算要求で、復職したときに説明を受けてオーケーという形で私も納得はしておるんですね。撤回はいたしません。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 町長は、私の質問の意図を誤解されておる。確かに、もう基本設計を行われていて、おおむね60億円かかるというのは誰でも分かっていることです。契約の時期が来れば、その前に60億円の予算計上をして、その金額に関しては、よほどのことがない限りは私も反対できないと思っております。

ただし、法律に基づいた予算計上の手続上の契約、予算にいつ上げるかという問題を今尋ねたんです。今の説明を総合すると、現時点で債務負担行為に上げる必要はないはずです。方式も決定していないんだから。だから、来年度上げればいい。これ多分、2年間の複数年度契約ですから、最終的には債務負担行為。だから、多分、今の町長の答弁を基にすれば、1年後、来年度の当初予算で2年間の複数債務負担行為を上げれば済む話で、なぜ今上げているのか。契約方式も決まってない、やるかどうか分からない、契約するかもどうかも分からない、しかも60億円ですよ。それだけ大きな金額が今上がるとおかしいでしょう。それ、もう一度教えてください、町長。

○議長（塩田 文男君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 予算計上について、指名方式やどうのこうのは前提条件ではありません。ただ、この小中一貫校がどれくらいかかって、どういう時期に形成するという内容であれば、予算要求した時点で、どういう形で、どういう学校をつくるのかというのを内容吟味して予算計上をします。査定については、私がしておりますので。

もう一度言いますけど、契約方式云々で予算を上げる、落とすとかいう問題は別な、その条件にはなりません。

以上です。

○議員（7番 宗 裕君） 議長、もう一回だけ聞かせて。

○議長（塩田 文男君） もう、今3回なったよ。

○議員（7番 宗 裕君） だから、もう一回だけ聞かせてください。

○議長（塩田 文男君） はい。

○議員（7番 宗 裕君） だって、私の質問に答えていないんだもん。

60億円がおかしいとか、将来上げるなどか言っていないですよ。私も、来年度は当然上がるだろうって言っているんだけど、今、上がるっていうのが手続上、法律の解釈上おかしいでしょって言っていることに誰一人答えてくれない。方針が決まっているから、全ての予算が上がっているんですよ。するかどうか分からないって予算が、何で上がるんですか。

つまり、今年度、設計施工一括方式で上げるんだったらという方針が決まってから上げるべきですよ。補正で上げればいいじゃないですか。私は、それをするなって言っているんじゃないんです。決まってないんなら、今から検討するで結構です。当初予算では上げられない。その方針が決まったら、補正で上げて議会に問えばいいじゃないですか。方針も決まってないのに、上げるのがおかしいっていう法律の解釈と手続上の問題のことを言っているんです。予算を上げることと、手続や法令の解釈と今の答弁に大きな矛盾があるから、おかしいでしょって言うのに、これから検討しますとか、60億円はかかるんですとか、そんなことは一つも聞いてないのに、的外れな答弁ばかりで非常に不満でございます。

長くなったんで、私の質問はこれで最後にいたします。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、中学校を小中一貫でつくと決定。そのためには六十数億、一般的、全体的な形を債務負担行為で上げるというのは、これは当然、予算的には可能でございますし（発言する者あり）決定は、中学校、小中一貫校を建てると決定しておくから、全体予算を今回（発言する者あり）契約方式は関係ございません。（発言する者あり）議決の条件ではございません。予算が議決の条件でございますんで、契約方式は今から吟味しながら、そのために

は全体的な予算を計上しなければ物事が進まないという判断で、債務負担行為で小中一貫校完成までの予算を計上させていただくと、この次第でございます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 宗議員、後は委員会のほうでお願いします。（「了解しました」と呼ぶ者あり）

ほかにはないですか。江本議員。

○議員（2番 江本 守君） 私、資料を見ながら質問するわけやないんで、間違いがあったらごめんなさいやけど、この6号議案に公用車購入予算450万円というのが、事前に検討していたときに出ていたようにありますが、これはどうですか。

○議長（塩田 文男君） 元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 企画財政課、元島でございます。

2款1項5目の予算書で申し上げますと、53ページになると思います。江本議員さんがおっしゃられた備品購入費の車両等の購入費450万円を、今回、予算で計上させていただいております。内容といたしましては、私ども職員が出張用に公用車を2台、今、配置をして使っております。そのうちの1台のワンボックスカーにつきましては購入後もう15年が経過して、走行距離24万キロを超えており、後ろのドアのセンサー等が壊れて開かないような状況になっておりますので、もう耐用年数等も過ぎておりますので、今回、新たに購入する予定で予算を計上させていただいております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 江本議員。

○議員（2番 江本 守君） 数年前に、私一度申し上げたんですが、過去、社協の送迎用のバスをリース会社に契約して、受けた社協はリース契約したおかげで車検の費用も通常のメンテナンスも、過失がなければ一切リース会社が持ってくれるということで、すごく喜ばれたんですね。私は、基本的に公用車を購入しないで、全てリースにすべきという考えなんですが、そういうのを過去、数年前に一度質問したことがあります。購入しなければならない、したほうがいいメリット、あるいはデメリットあるかと思うんですが、リースだと資産にならないという理由で購入なんですか。僕は、どこの自治体もいろんなところがもうリースになってきているし、北九州市は特に全ての公用車がリースになっております、市長車も含めて。この点はいかがですか。

○議長（塩田 文男君） 元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 企画財政課、元島でございます。

今、江本議員さんがおっしゃられたように、リースであれば資産にならないということがまず一点でございます。また、リースの関係の分も、今回だけではなくて議員さんおっしゃられたと

きに、その当時の部署で考えたときに、購入した場合に私どもは大体10年以上は、内規はございませんけども、通例で10年以上は公用車に乗るという形で考えております。減価償却につきましては、機械、車等については5年ないし7年というように聞いていますので、それ以上を乗るような形を取りますんで、期間を長く見た場合には、リースより購入したほうが町の負担は少なくなるということで、今、購入を考えている次第でございます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 江本議員。

○議員（2番 江本 守君） 公用車が資産である必要があるのかなと、私、疑問ですが、それを資産になるからといって、特別、国からの交付金とか補助金とか増えるんですか。私はそうは考えられないんですが。リースだと5年過ぎると、問題ありということで、そのまま買い上げたような形にシステム上なっているみたいだし、新たな物をリースできるというメリットがあるわけで、さっちが無理して10年以上乗る必要はないかと思いますが、いかがですか。

○議長（塩田 文男君） 元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 企画財政課、元島でございます。

無理して10年ということではなくて、年数もしくは走行距離も10年乗ったとしても十何万キロとかという形にはならないと思いますので、そちらのほうが長い期間で考えれば、町としては負担が少ないということで、公用車の購入を今現在考えている次第でございます。

○議長（塩田 文男君） 江本議員。

○議員（2番 江本 守君） 社会福祉協議会の運営は、もちろん町から補助金が出ているわけですが、社協のバス買うときは、リースになっていない。あのとき、我々が利用したときにちょっと怖い思いをしたんですね。太陽交通の運転手が、こんな怖い車はもう遠出できないって、そういうコメントで、実際、古賀インター過ぎたところでパンクして相当怖い思いをしたんですね。当初、私たちが研修先に町長がおいでで、いろんなお話ししたら、いや買おうということで、買えば1,000万かかるんですね、29人乗りのステップアップとかいろんな装備をした場合に。今の社協が使っているバスは、補助席までシートベルトができるようにやってくれています。社協に買うてやるときはリースでいいんですけど、公用車は、先ほどから元島課長が言われている理由を聞いていると、減価償却したら結果的にはそっちのほうが安くつくんで、それはあり得んと思いますけどね。リースにすべきという考えは、私、変わりませんから。いま一度検討してください。

これで一応終わります。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本はリースでも当初購入でも、私は変わらないと思うんですけど、

そこんところリースであれば、耐用年数期間中に全部更新していくという形になればリースでいいんですが、それ以降は全部所有権になるというような形になれば、同じような形態だろうと思うし、基本的には耐用年数期間中だったら、リース会社もうけらせるだけだというふうに私は考えておりますし、そこんところは検討しながらリースにしたほうがいいのか、もう一回、所有にしたほうがいいのかは、これは検討してまいります。

以上です。（「よろしくお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（塩田 文男君） 検討するように。検討したらリースのほうがいいんやけどね。（発言する者あり）

ほかにはないですか。吉元議員。

○議員（13番 吉元 健人君） 令和6年度、ごめんなさい、ちょっと喉の喉が手術の後で聞きづらいですけど、よろしくお願いします。2点ほど質問させていただきます。

48ページの2款1項2目12節の委託料の中の下から5番目ぐらい、図書データ作成業務委託料239万3,000円の内容をお聞きしたいのと、もう一点、122ページ、6款3項2目、真ん中ら辺の18節水産多目的機能発揮対策補助金89万6,000円、内容が全然分からないので説明をお願いしたいです。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。

予算書の48ページ、2款2項文書管理費12節の図書データ作成委託料でございますけれども、こちらにつきましては、築上町の例規集というものがございまして、その分がデータ化されておりまして、条例、規則、要綱等のデータを作成をしております。それにつきましては、データ化する際の予算、議案等が可決されましたら、その分をデータ化を業者に委託する委託料でございます。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 古市産業課長。

○産業課長（古市 照雄君） 産業課、古市です。

今、質問にありました水産多面的機能発揮対策補助金につきましては、これ国の事業になります。若干説明させていただきますと、築上町、豊前市、吉富町、今年度から行橋市が合同でこの事業に取り組むようになっております。事務局は豊前市が行いまして、国、県、町の補助金を基に、海岸であったり、漁場、こちらの水産振興に資する事業をおのおの市町が独自で事業しております。本町につきましては、この事業を活用して砂浜の耕起、耕したりとか、後は、今、アサリの砂利袋を設置しておりますので、こちらの費用等に充てております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） よろしいですか。ほかにないですか。今富議員。

○議員（1番 今富 義昭君） これは議案の内容だけで結構です。3点ほどお尋ねします。

○議長（塩田 文男君） 今富議員、マイクをもうちょっと向けたほうが……。

○議員（1番 今富 義昭君） 3款1項5目19節扶助費の自立支援給付費5億256万8,000円の内容。

次に、87ページ、3款2項1目児童福祉施設費の委託料の業務委託料の計画策定業務委託と業務委託料、この内容。

それと169ページ、10款4項4目文化財保護費の12節の委託料の業務委託料1,323万4,000円の業務内容。

こういった内容かということでお尋ねします。

○議長（塩田 文男君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。

ただいま御質問いただきました、3款1項5目障がい者福祉の19節扶助費の中の自立支援給付費というものについて、どういうものかという御質問であったと思います。こちらのほうは、障がいがある方の福祉サービスに関わるもので、就労支援や入所または通所、そういったもののサービスに関わる費用になっております。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

ページでまいりますと87ページ、3款2項1目児童福祉総務費の12節委託料の中の業務委託料、計画策定業務委託と業務委託料につきまして御説明いたします。

計画策定業務委託380万円は、令和6年度に築上町で「こども計画」というのを策定する予定でございます。これにつきましては、現在、進行中ございまして、債務負担行為を起こさせていただいております。今、子どもたちとか保護者の方のニーズ調査などを行っております。

下の業務委託料につきましては、ソーシャルワーカーへの委託費でございます。子育て・健康支援課の中にソーシャルワーカーを1名配置しております。それは要保護対策ということで、週1回ソーシャルワーカーを招聘して要保護対策に当たっております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 尾座本生涯学習課長。

○生涯学習課長（尾座本三雄君） 生涯学習課、尾座本でございます。

10款4項4目文化財保護費の12節業務委託料の内容についての御質問だと思います。こち

らのほうは様々な業務委託が入っておりますけれども、主な内容といたしましては、文化財の説明板の設置、撤去の委託、そしてイベント等の警備の委託、そして旧蔵内邸の庭木の処理の委託、それとか空中写真撮影の業務委託であったり、公共座標の移転とか、そういった業務の委託、そして本庄の大楠や旧蔵内邸のサイン板の設置等、そして小原のソテツの管理委託、そういったもろもろの部分が入っております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 今富議員。

○議員（1番 今富 義昭君） 77ページの先ほどの自立支援の給付費、これ、具体的に先ほど給付の関係でいろいろな支援という形で言われていましたけど、どういう申請でどういう方に、もう少し具体的に内容をお願いできますか。

○議長（塩田 文男君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。

事業の具体的な内容についての御質問だと思います。

障害者手帳等をお持ちの方が障がい福祉サービスを受ける際に、そういったサービスを受けるときに計画相談、いわゆる高齢者ではケアマネさんみたいな立場の人がその方について、この方の希望に沿ったサービス、例えば、通所の日中を過ごす場所、例えば、グループホームなどの施設に入る、もしくは就労移行支援、就労につながるサービスを受ける、また就労の場としてのA型、B型の事業所に通所する費用を本人さんに代わって国、県、町のほうで負担をして、事業所のほうに支払っている費用という形になります。

中身につきましては、2分の1が国、4分の1が県、残り4分の1が町、本人さんは、収入によって、所得によって自己負担はございますが、自己負担を抑えた形での利用ができるような制度になっております。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） よろしいですか。ほかにないですか。田村議員。

○議員（6番 田村 紘貴君） 2点ほど質問があります。

まず1つ目ですけど、50ページの2款1項の一番右上のところなんですけど、財務書類作成支援事業業務委託料とあるんですけど、この業務については、何で職員ではなく、こういう委託という形にしているのか、その理由が分かれば教えてもらいたいと思います。

あと1点については、56ページの中で2款1項7目12節の中で、電算システム委託料、システム改修委託料とあるんですけど、こちら議案資料の中でシステムの標準化、共通化って書いてあるんですけど、具体的にどういった内容なのか、その内訳だったり、もし分かれば教えていただければと思います。

○議長（塩田 文男君） 元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 企画財政課、元島でございます。

2 款 1 項、50 ページの 2 款 1 項 3 目財政管理費の財務書類作成支援業務委託料 363 万 6,000 円について御説明申し上げます。

この分につきましては、その前のページにもございますけども、システムの機器と改修の分を 37 万 4,000 円計上させていただいております。今までは、細かい決算データを職員のほうで莫大な時間をかけておりまして、超過勤務手当等の分を超過勤務しながら、期間がすごく長くなりました。今回、公認会計士さんの事務所のほうに委託を考えておりますけども、それをすることによって、財務 4 表、貸借対照表や行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の作成及びその作成した内容についての分析の分まで含めて委託をしたいということで、今回、予算を計上している次第でございます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。

予算書 56 ページの 2 款 1 項 7 目電子計算費の 12 節委託料、システム委託料の件でございますけども、こちらにつきましては、今、町にあります基幹系システムというのがございまして、住民票や税のシステム等様々なシステムがございまして、町独自で運用して管理しております。これが国の施策としまして、各市町村が独自のシステムを使っておりますが、これを統一的な仕様に改善するということで、今、国のほうが基幹系の標準化ということを目指しております。

令和 6 年度につきましては、これの事前作業としまして、現行システムと標準化されるシステムのデータ移行等の比較作業を行うための経費でございます。こちらにつきましては、それぞれシステム会社がございまして、システム会社によりまして経費はそれぞれ異なっておりますが、全国市町村共通して事業を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） よろしいですか。ほかに。池亀議員。

○議員（14 番 池亀 豊君） 今回の令和 6 年度一般会計当初予算の予算編成の基本的な考え方ところに、「行財政改革についての意識を共有し、最少の経費で最大の効果を上げるべく、限られた財源の中でより国家的な事業を実施するため、財政健全化に向けた予算編成の視点から予算編成を行いました」とあります。これは大事な視点だと思うんですが、以前から、この間行われてきた高齢者福祉の予算の減があったと思います。それから、町民大学のコーナーを削るとか、そういう町民の予算を削っていく方向は、ぜひこれ以上もうしないしてほしいということをお願いしたいと思うんですが。

○議長（塩田 文男君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 高齢者福祉については、今、予算を削るということは頭にはありませんけど、ただ、築上町が突出している部分については手を入れなければならないかなと思っています。

例えば、敬老祝金とか、この分につきましては、築上町はおおむね3,000万円近く出していますけども、近隣市町村でしたら、その10分の1くらいの平均的な予算で実行されておりますので、そういう築上町が交付税に入らない突出した部分については検討せざるを得ないなということは申し上げておりましたけど、それについて、高齢者だけに限って予算を削っていくということは頭の中にはありません。町としてはそういう考えはありません。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 池亀議員。

○議員（14番 池亀 豊君） 今、私が聞いたのは、高齢者だけじゃなくて町民の予算ですね。いろんな膨大な予算が上がっています。それは、もう町の執行する予算ですので、その中で財政が厳しくなっているということをここに強調されているので、それを町民の福祉のいろんな事業に向ける。事業を削っていくっていうのは、ぜひ考えてほしいということです。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 答弁いいですか。（発言する者あり）

ほかにないですか。工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 質問に入る前に、議長、1時間たったのでトイレどうでしょうか。ちょっと長くなるかもしれない。

○議長（塩田 文男君） 分かりました。

それでは、ここで一旦、暫時休憩いたします。再開は11時20分からとします。

午前11時09分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（塩田 文男君） それでは、再開いたします。

ほかに質疑のある方。工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 先ほどは電話が鳴ってしまいまして、申し訳ありませんでした、議長。以後、気をつけます。

それでは、一般会計予算についての質疑を行います。

今回の予算を見ますと、全体で120億円を超えた予算、前年度よりも8億円ぐらい増額になっていると思います。にもかかわらず、町民税は1,300万円ほど減になっているというこの

状況。やはりなぜこの町民税が1,300万も減ったのか。今後、この増えるということに関しては、非常に難しいというか、厳しい状況というのは続くのかなという思いのある中で、先ほど宗議員からもありました、債務負担行為が合わせて約70億円以上という予算計上をしています。

もともと私は、小中一貫校というのは——一般質問を出しているからそこでやろうと思うんですが、これだけ人口が減って、子どもの数も減っている中で、中学校が2校要るのかということに関しては、以前も言っているように、やはり1校体制で、きちっとした教育環境をつくったほうがいいんじゃないかなということで言ってまいりましたので——基本反対なんです、それにしてもですね、町長、先ほど宗議員も言っていましたが、債務負担行為を設定するのに、私らが材料がないんですよ。初日の全員協議会の後に、担当課からざっくりな説明はあったんですが、どれを見てどう審議していいかというものが無いので、聞くと4月の終わりには基本設計が上がるという室長の答弁があったので、4月の基本設計が終わって、議員に、こういうことですよと、大方の基本設計が上がりましたということを提示をしてから、例えば6月に債務負担行為をすると言ったら、我々はそれを見て、どうなのかこうなのかということが出来るけど、それがまずできないんですね。

ですから、ただ金額だけをいいか悪いかというのは、我々議員としても、非常に判断がつきづらい部分というのがやっぱりあります。なぜそこまで急ぐ必要があるのかということがまず1点ですね。まだまだじっくりと議会にも、あらかじめの基本設計なりを提示していただきたいのに、なぜこの時期にしなければいけなかったのかということがまず1点。

それから、ちょっと細かいところに行きますが、146ページですかね、一遍に行きます。10款1項2目の教育費の中の事務局費が、異常に上がっております。2,500万円ほど増額になっております。この増額理由を教えてください。それから156ページ、10款3項1目の報償費の、これは12月議会で私が教育長に言った件で、部活動の地域移行の件で、委員等の謝礼で8万円ほど上がっておりますので、これは謝礼ということですので、どういうメンバーを設定しているのかということと、どういう分野の人をこのメンバー、委員の中にお願ひしようと思っているのかをお尋ねしたいと思います。

それから、もう1点。これ、どこにあるか分からないので教えてください。10款1項2目と書いてあります国際交流。授業で、グアムに中学生との交流をするということで、223万4,000円上がっていますが、これ、どこにもその223万4,000円というのがないので、どこの項目に入っているのかを教えてくださいのと、このグアムの中学校と交流する意味、目的も併せてお願いしたいと思います。

○議長（塩田 文男君） 樽本教育施設整備室長。

○教育施設整備室長（樽本 知也君） まずは予算計上の時期の関係なんですけれども、議員さん

がおっしゃったとおり、基本設計業務が今年の4月末までを計画しております。そしてその後、すぐに入札の準備に取りかかろうと、当室では考えております。

それで、早ければ5月以降、すぐに、早急に入札等の準備に入るために、当初予算での予算計上を計画しております。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 鍛冶学校教育課長。

○学校教育課長（鍛冶 孝広君） 学校教育課、鍛冶でございます。何点か御質問いただきましたので、私のほうから答弁をさせていただきたいというふうに思います。

ちょっと質問の順番が前後しますが、まず156ページの部活動地域移行検討委員会の報償費ですね、8万円、これにつきましては、来年度から部活動の地域移行について、検討委員会を設置をいたしまして協議をしていきたいというふうに考えているところでございます。

今、委員については現在検討中でございますが、まず、中学校それぞれの学校長、それからそれぞれの学校の保護者の代表の方、それからそれぞれの学校の部活担当の先生——教諭ですね、それから地域の体育協会——体協ですね、それから文化協会等から委員を選出をしていただいて、部活動の地域移行に向けた検討を始めたいというふうに考えているところでございます。

それから、2点目の国際交流事業の関係でございますが、資料の148ページをお願いしたいというふうに思います。10款1項2目12節委託料の一番下の業務委託料ですね、333万5,000円。このうちの223万4,000円が、御質問のあった国際交流事業という形で、業務委託料として計上させていただいているところでございます。

この国際交流事業につきましては、具体的には、グアムの中学校、ホセリオス中学校という名称でございますが、その中学校と本町の中学校が姉妹校締結を行いまして、グアムの中学生との交流を図り、本町中学生の英語の学力向上を図るということを目的に実施をするというものでございます。

経緯としては、東京オリンピック、パラリンピックの関係で、これまでスポーツ交流ということで、選手の事前キャンプの受入れ等を行ってきたというところでございますが、その交流を、引き続き中学生の交流につなげていきたいということで、令和4年の7月に、町長と教育長ほかでグアムのほうに赴き、グアムの教育長の方、それから先ほど申し上げた関係校の校長先生等と、交流に向けた意見交換を行ってきたというところでございます。

その後、そのグアムの関係校の先生方と、私ども教育委員会事務局でウェブ会議を開催しまして、また、令和4年12月には、相手校のホセリオス校の副校長先生ほか1名の先生を本町に招聘し、本町中学校の見学であるとか、また交流に向けた打合せを行ってきたというところでございます。

このたび、新型コロナウイルス感染症の終息を待ちまして、来年度、令和6年度から交流事業を実施してまいりたいと考えているところでございます。

国際交流事業の関係については以上でございます。

それから、最初にありました10款1項2目事務局費の昨年度との比較についてでございますが、そこはちょっと細かく……すみません、今日資料を持ち合わせておりませんが、今し方申し上げました国際交流事業とかですね、等の増が……増ということです。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 小中一貫校の債務負担行為ですが、今の室長の話ですと、5月にそういう形で入札の準備を進めたいということなんでですが、私たちに、4月に、例えば、この間説明を受けた、ああいうスケジュール表とか——平面図でしたかね、ああいうのをもらって、もう入札の準備に入って6月というのは、もうその、何ていうんですかね、入札を6月の議会にはかけたいというような、ですが、そこまで、町長、慌てる必要があるんですかね。そこまで慌てて、先ほど来、宗議員から指摘されていた問題もあるようですし、私はもう、2校体制というのは基本的にNGなので、反対なので、そこは全然違うかもしれませんが、慌てる必要もなく、やはりこれだけ子どもが少なくなるのであれば、1つにまとめてという形を取ることで、先々の築上町を担う子どもたちが、この町で住もうかというような、一つのきっかけになるのではないかと、私は個人的には思っていますので、そこまで慌てる理由は何かというのと、そこは、町長、また後でお願いします。

それと、国際交流に関してですが、小学校が、中国との姉妹校提携を結んでいます。私も5年前、もう5年くらいになるんですかね、以前、議長の代わりに一緒に中国に訪問させていただきました。その時の感想文の中に、やはり全体の子どもたちがそういうものに触れ合うことであれば私はいいと思うし、そうすると非常に、莫大な予算がかかるからということと、「どうせなら英語圏の」というようなこともたしか書いた記憶があります。

今、このグアム島との姉妹校提携にしても、ごく限られた生徒でしか行けないのではないかなということが予想されるんですよ。そうすると、その子たちだけが異文化に接して、そういう英語圏の文化とか英語に関しての興味を持っていくことが、本当にいいのかどうなのかというところは、やはりしっかり教育委員会のほうで再度議論をするべきことではないかと思いますよ。皆さんに公平にしっかりそのあたりはしていただきたいな、そのあたり教育長はどう思いますかということと、先ほどの地域移行の部活の件ですけど、先ほど聞くと、何かこう内々でって感じはするので、最初のスタートはそうかもしれませんが、今いろんな自治体は、いろんな、言わばプロのクラブチームとか大学とかと連携をしながら、やはりそういう人たちにアドバイスをしても

らったりとかというようなことも本当にしているんですね。ですから、うちで言えば、西日本工業大学とか近くにありますが、高校で言えば西高もあるとは思いますが、そういう人たちのクラブとの交流とかいうようなことも踏まえる中で、こういう地域移行の、ということもひとつ視野に入れていただきたいと今後思います。

入り口の部分を、校長、学校、また地域という形で進めていくことが最初かなとは思いますが、将来的にはそういうところで、やはり子どもたちのそういう特性というか可能性をもっともっと引き出せるような、そういう、クラブ活動ですかね、地域移行型にしていきたいと思いますと思いますが、今後についてですが、教育長なり、町長、先ほどの学校の件も含めて、なぜこんなに急ぐのか、地域移行型にしても、教育長、もう少し視野を広くしていただきたいのと、グアムとの交流に関しても、もう少し全体事業のことを考えたかどうかということの答弁をお願いします。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 学校の件で私、なぜ急ぐ……急いではないけれども、令和9年の4月開校に向けて、スケジュール的にはもうある程度せつぱ詰まったような状況になっているというのを話を聞いておりますし、それもう早くスケジュールをちゃんと決めていかなければ、開校、間に合わないぞという話で、それはそれで事務を進めているというふうな話を伺っているところでございまして、それはそれで急いではないと、スケジュール的には令和9年の開校に向けての、いわゆる準備をどんどんしていかなければできないということで、予算に上げてきているというふうに私は認識しております。

それからグアムの件も、これは取っかかりで、後、交流が拡大すれば、修学旅行に行ったりとか、そういう形も出てくる可能性も出てきますし、そここのところは取っかかりとして、今回のことをはじめに、やっと新型コロナウイルス感染症が5類に落ちて、渡航も自由になるという形になれば、当初から姉妹校を結ぼうということで、もう3年前から話を進めておりますけれど、延び延びになっているということで、これはやはり早く実行に移した方がいいだろうと、このように考えているところでございます。

○議長（塩田 文男君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会教育長の久保でございます。

工藤議員御質問の件でございますが、グアムの国際交流につきましては、町長もお答えいたしました、やはり子どもたちが英語を話す機会を持つということで、今回、姉妹校締結を目標に事業を進めてまいりたいと考えております。

御指摘のように、やはり一定の子どもたちということ……行く場合はそういうふうになりますが、私どもとしましては、やはり相手意識を持つ姉妹校という学校をグアムに持つことによって、全ての子どもたちが意識をしていく、そういうまず機会にしたいと考えております。ですから、

今後はこの訪問事業だけではなくて、ウェブで日常的に交流するとか、英会話を実際に使ってみる場等々をつくりながら、全ての子どもたちが英語に触れる機会というふうに広げてまいりたいと考えております。

それから、運動部活動の件でございますが、御指摘のように、やはり専門的な指導ができる方々、そして大学等の連携というのは、今後していく必要性があると考えております。まずは、本年度、地域の学校、そして地域の方々の協力がどれだけ得られるのかということをしつかり検討しながら、その中で、また産学民等いろんなところとの連携を探ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 町長の、小中一貫校、椎田のですね、椎田校区の小中一貫校に関してですが、令和9年度という設定をしたからそれに間に合わせるために、相当、樽本君の教育施設整備室ですかね、相当苦勞しているんじゃないかなと思うんですよ。ケツが決まっちゃい過ぎてですね。これは私も一般質問しているからそこでしますけども、中身にはまだまだいろんな、私から言わせれば、問題点とは言わないですけど、クエスチョンがたくさんあったんですね、それはしますけども、そこまで慌ててして、後で、まあ、言ったら悪いですが、安物買いとは言わないですけど、高いものを造った割にはみたいなことにならないようにしていただきたいと思うので、そこまで慌てる必要は私はないのかなと、じっくりしてもいいんじゃないかなというのがまず1点とですね、もう町長も任期あと2年なんでですね、その間にまあ取りあえずやってしまおうかというような声を外部の方から、多々とは言いませんが、時々聞きます。ですから、それで慌てる必要がそういうところにあるのであれば、そこは町長、思い直してほしいし、やはり将来の子どもたちのためにということの大前提は決して見失わないようにしていただきたいと思いますが、最後にいかがでしょうか。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、文科省と防衛省、両方からの補助金の打合せ等も行っておるんですね、これはもう令和9年4月開校という形で物事を進めていっておるという形になれば、事務局のほうも相当苦勞しておりますけれども、そういう文部科学省、それから防衛省という補助金の関係等々がございますので、そういう1つの目標を作らなければ補助金の確保はできないということで、今頑張っておりますし、私が辞めるとかなんとかそういう話じゃなくて、もう当初から令和9年度開校予定というふうな考え方でいっておりますし、私はもう令和9年にはたしかいないと思いますので、開校時はいないと思います。そういうことで、基本的には、任期はそこまでないわけでございますので、今任期はですね。そういうことで、そんなことではござ

いけませんので、とにかく、やっぱり、子どもたちに早くいい学校環境をつくろうという思いで教育委員会のほうが頑張っていておる、じゃあ、私も予算づけしようと、このような考え方でいっておるところでございますので、御理解のほうよろしくお願いします。

○議長（塩田 文男君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） はい、ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） はい、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第6号は、厚生文教、総務産業建設、それぞれの常任委員会に付託します。

\_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_

#### **日程第4. 議案第7号**

○議長（塩田 文男君） 日程第4、議案第7号令和6年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） はい、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第7号は、厚生文教常任委員会に付託します。

\_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_

#### **日程第5. 議案第8号**

○議長（塩田 文男君） 日程第5、議案第8号令和6年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） はい、質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第8号は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

\_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_

#### **日程第6. 議案第9号**

○議長（塩田 文男君） 日程第6、議案第9号令和6年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第9号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

\_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_

#### **日程第7. 議案第10号**

○議長（塩田 文男君） 日程第7、議案第10号令和6年度築上町霊園事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） はい、質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第10号は、厚生文教常任委員会に付託します。

\_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_

#### **日程第8. 議案第11号**

○議長（塩田 文男君） 次に、日程第8、議案第11号令和6年度築上町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第11号は、厚生文教常任委員会に付託します。

\_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_

#### **日程第9. 議案第12号**

○議長（塩田 文男君） 日程第9、議案第12号令和6年度築上町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第12号は、厚生文教常任委員会に付託します。

\_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_

#### **日程第10. 議案第13号**

○議長（塩田 文男君） 日程第10、議案第13号令和6年度築上町西角田財産区特別会計予算についてを議題とします。

質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第13号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

\_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_

**日程第11. 議案第14号**

○議長（塩田 文男君） 日程第11、議案第14号令和6年度築上町葛城財産区特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第14号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

\_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_

**日程第12. 議案第15号**

○議長（塩田 文男君） 日程第12、議案第15号令和6年度築上町上城井財産区特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第15号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

\_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_

**日程第13. 議案第16号**

○議長（塩田 文男君） 日程第13、議案第16号令和6年度築上町水道事業会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第16号は、厚生文教常任委員会に付託します。

\_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_

**日程第14. 議案第17号**

○議長（塩田 文男君） 日程第14、議案第17号令和6年度築上町下水道事業会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第17号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

#### 日程第15. 議案第18号

○議長（塩田 文男君） 日程第15、議案第18号築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第18号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

#### 日程第16. 議案第19号

○議長（塩田 文男君） 日程第16、議案第19号築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。はい、宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 質問させていただきます。

少々、形式的かつ細かいことになりますが、疑問があるので質問させていただきます。

細かいんですけど、私はこういうことを、きちつ、きちつと、やるのが大事だと思うので、あえて質問させていただきます。

まず、提案理由に「会計年度任用職員にも期末手当を支給するために、この条例改正が必要である」というのが、これが提案理由でございます。

提案理由は、これだけです。

それに対して、改正内容です。

改正内容がですね、7条中第1項、会計年度任用職員を削るところは、確かに提案理由どおりの改正内容なんですけど、その後に続く、同条第2項中——すいません、新旧対照表ではなくて、2枚目の紙を読んでおります。

その後に続く、同条第2項中、第25条を第28条に改める。

ここなんですけどね、これは、次の新旧対照表を見ていただければ分かるんですが、勤勉手当の条項なんですよ。

で、提案理由はですね、期末手当なんです。

ですから、そもそも、提案理由外のことが書かれている。

それと、ここの改正なんですけど、何で必要になったか。

提案理由にある会計年度任用職員に期末手当を支給するためではないんです。

そもそもですね、昔の条例にある第25条は、たしか期末手当の条項だったんです。

第28条は、たしか勤勉手当なんです。

つまり、今まで条例に単純ミスがあったのではないかと、私は思ってた、だから今回、単純ミスの訂正もこの中に入っているというふうに理解しております。

私の理解が間違えてなければ、提案理由には書いてない改正が入っているというのは、やっぱりまずいと思うんですね。

それ以外の理由があれば、その理由も書くべきだと思うので、この辺の回答をお願いいたします。

○議長（塩田 文男君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） はい、総務課、椎野でございます。

おっしゃるとおり、提案理由につきましては、期末手当、勤勉手当を支給するというふうな内容でございますが、あわせて期末手当ということで修正させていただいているところでございます。

正誤表につきましては、おっしゃるとおり、文言の修正という意味も含まれておりますので、全体的な趣旨としましては、育児休業を取得している会計年度任用職員にも、正職員と同じように期末手当、勤勉手当も支給できるようにするという内容でございます。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） はい、宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 説明、ありがとうございます。

ほば、私の理解で間違えなかったということが確認できたんですが、もう一つ質問内容があったんです。

理由にない、提案理由にない議案でいいかってことです。

つまり、そういう理由であれば、間違いがあったんで今回併せて訂正すると提案理由にも書いていただきたいんです。

そうでなければ、たまたま今回は私が気がつきましたが、誰も気がつかなければスルーして、悪い言い方をすると必要な改正に併せて過去のミスを隠蔽しようという態度になりかねないです。

やはり、間違えてたんなら、間違えてたから申し訳ないと、今回併せて訂正、改正いたしますと言えば、私も別に、当然の行為だと思いますし、間違えがないってことはないですから、間違えたこと、そのものを指摘してるんじゃないんです。

間違えたことをあたかも隠蔽するような提案理由は、まずいんじゃないかって気持ちで聞かせ

てもらいました。

だから最後に、もう一つ教えてください。

総務課長の答弁では、提案理由にない内容の議案でも許されると聞こえてしまうんですが、やはり提案理由に書くべきで、今後はそのようにしたいという答弁があれば、ありがたいんですけど、その点だけお願いいたします。

○議長（塩田 文男君） はい、椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） はい、総務課、椎野でございます。

提案理由につきましては、全ての改正内容を網羅するということは、なかなか難しいというところではありますが、できるだけ、提案理由には、そのような、書くような努力はしたいと思っています。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） よろしいですか。ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第19号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

#### 日程第17. 議案第20号

○議長（塩田 文男君） 日程第17、議案第20号築上町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第20号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

#### 日程第18. 議案第21号

○議長（塩田 文男君） 日程第18、議案第21号築上町収入印紙等購買基金条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第21号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

### 日程第 19. 議案第 22 号

○議長（塩田 文男君） 日程第 19、議案第 22 号築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 22 号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

### 日程第 20. 議案第 23 号

○議長（塩田 文男君） 日程第 20、議案第 23 号築上町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。はい、宗議員。

○議員（7 番 宗 裕君） すみません、これに関しても、さっきと同じようなことになるんですけど、提案理由だけ……、提案理由と改正内容が違う、食い違うように、私はこれと思うんですよ。

法律が変わったことによって条例を改正する必要になった。

それは理解できるんですが、法律が変わったことによるだけではなくて、占有料が入ってきて、法律改正と占有料の関係がよく分からないんです。

法律が変わったから、今までは取ってなかった占有料を取る必要があったってことであれば理解できるんですけど、何か、後の議案を見ると、前から占有料があって、その金額の内容等を変更しているように思うんですよ。

つまり、これも法律の変更のために占有料関係も改正が必要になったのかどうか、回答をお願いします。

○議長（塩田 文男君） はい、神崎建設課長。

○建設課長（神崎 秀一君） 建設課、神崎でございます。

今回の条例の改正については、法律名が変わったことと、水域占用料について、別表第 2 に掲げられていなかったことから、今回追加したものでございます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） はい、宗議員。

○議員（7 番 宗 裕君） 法律の改正のためですか、それとも今までが掲げられてなかったのを、やっぱり掲げるべきだったから掲げたということですか。

つまり、法律改正によって掲げなきゃいけなくなったのですか。

お願いいたします。

○議長（塩田 文男君） はい、神崎建設課長。

○建設課長（神崎 秀一君） 法律名が変わったことプラス、今現在の条例において別表第2に掲げなければいけなかったのが抜けていたということでございます。

○議長（塩田 文男君） はい、宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 苦言ばかりで大変申し訳ないんだけど、そうすると、これも先ほどと同じで、法律改正に乗じて今まで不適切だった部分を改める、いや、今まで不適切だったのに法律が、改正が、きっかけになって気がついて変えるっていうことでいいことだと思うんですけど、そうであれば、そういうことも理由に書いていただきたい。

これは、もう要望です。答弁は不要です。

○議長（塩田 文男君） はい、よろしいですか。

はい、次、ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） はい、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第23号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

#### 日程第21．議案第24号

○議長（塩田 文男君） 日程第21、議案第24号築上町漁港区域における水域占用料及び土砂採取料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。はい、宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） これは、先ほどの条例が改正されることによって必要になった変更だと思いますので、さっき、ちょっと指摘した点と重なるので、さっきと重なる点は聞きません。

具体的な内容を聞きます。

占用料は今回の改正で変更になっております。

内容を見るとですね、今まで44円、品目によって44円、66円と分かれてたのを45円に統一するような内容になっているんです。

ですから、物によっては44円が45円、若干上がっています。

ですが、66円が45円、大きく下がっていますから、全体として見れば占用料を安くするような改正なんですよ。

それは必要性があって行われているんだと思いますが、なぜ、このような金額変更が必要だったのかということが1つ、もう一つは、過去の実績でこの条例あるいは規則に基づいて築上町に

入る占用料の収入がどれぐらいあって——実績です——また今後は、この改正によって、それがどのように増減する見込みかということを説明をお願いいたします。

○議長（塩田 文男君） はい、神崎建設課長。

○建設課長（神崎 秀一君） はい、建設課、神崎でございます。

料金の改定でございますが、先ほどの漁港管理条例のほうで、土砂を４５円というふうに決めております。それとの整合性を図るために、今回４５円にしております。

で、その他の料金を統一したのは、実際これを区分けすることは現実的にはかなり難しいということで、土砂の料金の４５円に統一しております。

そして、過去の料金で、収入でございますが、ちょっと過去のあれが分かりませんが、ほぼ今まで、この料金を徴収したことはございません。

以上です。

○議長（塩田 文男君） はい、よろしいですか。

○議員（７番 宗 裕君） 了解しました。

○議長（塩田 文男君） はい。ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） はい、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第２４号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

## 日程第２２．議案第２５号

○議長（塩田 文男君） 日程第２２、議案第２５号築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。はい、宗議員。

○議員（７番 宗 裕君） 議案第２５号について、お尋ねします。

実は、前回の議会だったか、前々回の議会だったか、ちょっと、にわかに記憶が定かではないんですが、前回だったかな、ある地域の集会所が廃止されるに当たって、用途を廃止ということで、これと同様、ほぼ同じような内容の条例改正が出ました。

そのときの議会で、この議場で、私が指摘させてもらったのは、「条例の用途廃止をしてから解体その他に入るべきではないか、それが順番ではないか」と指摘をさせてもらったところ、「いや、そうではない」という別の議員の意見も出て、それでいいんだということになりました。今回も一部の住宅に関しては既に解体している。

つまり、用途改正の条例改正をする前に解体してしまっているということですから、私は、そういう順番だと、一時的にせよ、やはり、条例違反状態が続いている。

議会でこの条例改正案を通してから用途廃止して、用途廃止した後で必要がなければ、必要な手続をして解体っていう手続だと、今でも思っているんです。

ただ、その後、前回の議会が終わった後で担当課長が、「この条例のその順番に関しては、宗議員がおっしゃるとおり、厳密な解釈は必要なくて、どちらでもいいんだ」と、「ですから、うちの町ではこういうふうにさせてもらっています」っていう、わざわざ説明に来てくださったんです、私の記憶が間違いなければ。つまり、法令の手続上、こういう用途廃止は解体等の前でも、後でも、法令上はどちらでもいい、築上町の都合のいいほうを選べるものっていう理解で間違いはないかどうかだけ教えてください。

○議長（塩田 文男君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 前回、越路地区の集会所の件で、解体後で条例案を提出して、宗議員と、まあ、議論というか、質疑をしたところですけども、その後、担当課長のほうで県のほうに前か後かということについて調査したところ、前でもいいし、後でもいいというような見解を頂いたということで、その報告を宗議員のほうにしたと思います。

そういうことで、条例の策定にあつてはどちらかを選択をして、その状況に合ったところで選択して、条例にかけるという形でこれからも進めていきたいなと思っています。

以上です。（「ありがとうございます。確認したかったです」と呼ぶ者あり）

○議長（塩田 文男君） よろしいですかね。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第25号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

### 日程第23．議案第26号

○議長（塩田 文男君） 日程第23、議案第26号築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 何度もすいません。また、多少細かい質問になるかもしれませんが、別にけちをつけたいわけではなくて、せっかくの議会ですから、こうしたらどうかっていう、よりよいものにしたい提案だと思って言っているんで、長くなりますが聞いてください。

まず、この条例案、拝見して思ったのが26の5ページの新旧対照表が一番分かりやすいんじゃないかと思うんですが、第3条の改正です。これは、ここの条文は少し言い方が変わっているだけで、ちょっと読み方難しいんですけども、私がこの条文を素直に読むと、3条、新しいほうの改正後の改正案の条文でございます。「団長は消防団の推薦に基づき町長が、決める」って

書いてあるんですよね。ここで点が打ってありますから、団長の決め方に関して、任用ですね、決め方に関して、消防団の推薦に基づいて町長が決めると前半に書いてあって、後半は、団長以外の団員の決め方です。団長以外の団員は、「次に掲げる資格を有する者のうち——次っていうのは、そのうちに（１）、（２）と入っているんだと思いますが——その資格のある人の中から、町長の承認を受けて団長が任命する」。これを読むと、団長だけは町長の任命、ですから、任命権者は町長。団員に関しては、団長が任命権者である。ここまでは、どなたも異存のない読み方だと思うんですよ。私が疑問に思ったのは、この文章はちょっと書き方が不足していると思っていて、書いてないことがあります。団長以外の団員に関しては、どのような資格が必要かっていうことは明確に書いてあります。「次に掲げる資格を持っている人間の中から選ぶ」と。ところが、この文章だけ読むと、団長がどのような資格が必要かっていうことは一切書いてないんです。多分、団長は、当たり前で考えると、団員の中から選ばれるんだから、当然それ以降の（１）、（２）と（３）等の資格を持った人間から現実には選ばれているんだと思いますが、そういう選ばれ方はないと思うんだけど、文章だけ見ると、消防団が推薦すれば特に資格等の制限がなく誰でも町長が任命できるというふうに、やっぱり読めてしまうんですよね。ですから、実際の運用は、団員の中から消防団が推薦する者を町長が任命するっていう運用がなされているものだと承知しておりますから、そこも整合性が取れるように、読み間違えないように書くべきで、将来、町長が替わって、「この条文にこう書いてあるから、俺は消防団と関係のない人間を団長に据える」って言えば、条例違反にならなくてできてしまうわけですよ。ですから、ここは、今回は、これで条例改正、行ってもいいと思いますけど、その辺は、明確に、団員の中からしか団長が選べないような表現に変えるべきだという点が１点。

それと、それよりもちょっと重大なのが、１枚めくっていただいて２６の６ページ、第５条、分限です。分限っていうのは、要は、不祥事等があったときにその者を処分するという条項だと思うんです。普通は、任命権者が処分することになっておりまして、消防団に限らず、築上町の普通の行政職員の場合は、任命権者である町長が処分することになっていると思うんですが、この条文を読むと——ですからさっき任命権者を言ったんです。団長は町長が処分するんだけど、団員は団長が処分することになっているんですよ。私は、これは逆に言うと、処分とか分限の責任を団長１人に負わせているっていうふうにしかななくて、私が団長だったら、それはちょっと荷が重いなと。団長、こういうことがあったから、あなた、あの団員を団長の権限で処分しなさいということになってしまうんで、例えばの提案でございますが、団長の任命権者である町長と相談してとか、あるいは町長の了解を得て団長が処分するとかいうような条文に変えると、団長の１人の責任にならなくて、町長と相談して実際には処分するみたいな形になりますから、今回は間に合わないにしても、そのような形に変えたほうが実際の運用がしやすいんじゃないか

と申して申し上げました。

以上について、回答をお願いいたします。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、消防団の推薦という言葉があるんで、町長が勝手に団長を任命することはできないと、このような解釈で、このままで私はいいと思います。そこの分は。

それから、任命権者はあくまでも団長だということで、団長がこれは責任持って——分限は処分ではございません。懲戒が処分でございますんで、分限は処分ではないということで、何らかの事情で、消防団員の数が多いので辞めてほしいとか、いろんな事情がありますけれども、処分ではないということで認識をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。

議員の御指摘の分と町長の答弁と併せまして、今後、御指摘いただいた分を検討しまして、改正の必要があれば、改正する機会に提案を申し上げたいと思います。

以上でございます。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（塩田 文男君） よろしいですかね。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第26号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

すみません、12時はもう回っていますが、このまま引き続き行きたいと思います。よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

---

#### 日程第24．議案第27号

○議長（塩田 文男君） 日程第24、議案第27号築上町いじめ防止等対策推進条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑終わります。

ただいま議題となっています議案第27号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

#### 日程第25．議案第28号

○議長（塩田 文男君） 日程第25、議案第28号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関

係条例の整理等に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） お昼が近づいているのに大変申し訳ありません。条例改正案は、これが最後なんで御容赦ください。この条例に関しても、ちょっと意見があるんで申し上げます。

やはり理由なんですよ。これは、法令改正に基づいて、要は、禁錮刑がなくなったから、ほぼ拘禁刑っていう法律の用語が変わったから、それに全部合わせて条例も改めるっていう内容なんですけど、ところが28の2ページ、1枚めくって見ていただければ分かるんですが、築上町表彰条例の一部改正は、もちろんその禁錮とか拘禁、改める部分も入っているんですが、それ以外に法律の改正とは関係のない、少し選任方法とか、いろんなところ、誰を対象にするのかっていうようなところの改正が入っているんですよ。これは、何度も言いますけど、法律の改正という提案理由とは関係のない条例改正が、言わば紛れ込んでいる。これは、やっぱり条例改正案のつくり方、提案の仕方としてあまり適切ではないっていうことで意見を述べさせていただきます。

法令の改正に伴って用語を変えるっていう条例改正は必要ですし、これは議決が要りますから議会上がってくるけど、そもそも議論とかあり得ませんし、法律が変わったんだから仕方がないっていうことで全員賛成で可決されると思うんですが、詳しくは見ておりませんが、その紛れ込んでいる表彰条例の内容を変えるところに関しては、まあ、必要があつて変えるし、異論はないと思うんだけど、法律改正のように必ずしなきゃいけないことではなくて、うちの町にとってこういうふうにするのがいいのかどうかっていう具体的議論が必要な部分だと思うんですよ。だから、議員によっては、もしかしたら意見が違うかもしれない。ですから、そういう誰も反対しないような、こういうのは何か、整理条例——こういう条例改正案は、行政用語では整理条例っていうらしいですけど——そういう、誰も反対しないような整理条例、法令改正に伴う整理条例の中にほかの改正理由の条例改正が、言わば紛れ込んでいるようなのはまずいと思うんですよ。これは、やはり提案理由に書くだけではなくて、別々の条例改正案として議会に問うべきだ。そうじゃないと、例えば、法令改正に伴わない部分に議会が反対があつて、この条例改正案全体が否決されてしまうと、法令改正に伴って速やかにやらなきゃいけない部分まで否定されることになってしまいますから、まあ、仮定の話ですけどね、そういう意味でも、議会運営上まずいと思うんで、こういうのは分離して出していただきたい。その辺はいかがか。少なくとも、検討はしていただけないか、あるいは、担当者のお考えをお尋ねしたい。

○議長（塩田 文男君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。

御指摘のとおり、こちらの法案につきましては、法律の改正に伴う分と条例の改正を合わせていくような改正になっております。

今回につきましては、こちらのほうで御審議いただきたいと思いますが、今後につきましては、提案の理由の仕方については気をつけたいと思っております。

以上です。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（塩田 文男君） 武道議員。

○議員（１１番 武道 修司君） 今の提案のやり方なんです、議会運営上の問題もあるということ、宗議員から指摘がありましたんで、今後、提案のときにどういうふうな提案理由をしていくのかとか、どういうふうな中身で提案をしていくのかとかいうところも含めて、議会運営委員会でも協議をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 先ほど続けますと言いましたけど、これ、人事案件まであるんで（発言する者あり）一旦ここで休憩を挟んで、午後からの再開を行いたいと思います。

それでは、再開は１３時１５分からにしたいと思います。お疲れさまでした。

午後０時１４分休憩

.....

午後１時１５分再開

○議長（塩田 文男君） 引き続き会議を再開いたします。

.....

**日程第２６．議案第２９号**

○議長（塩田 文男君） 日程第２６、議案第２９号地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第２９号は、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

.....

**日程第２７．議案第３０号**

**日程第２８．議案第３１号**

**日程第２９．議案第３２号**

**日程第３０．議案第３３号**

**日程第３１．議案第３４号**

○議長（塩田 文男君） お諮りします。日程第２７、議案第３０号築上町教育委員会委員の任命についてから、日程第３１、議案第３４号築上町農業委員会委員の任命についてまでを、会議規

則第39条2項の規定により、委員会付託を省略し、本日採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号から議案第34号までを委員会付託を省略し、本日採決することに決定いたしました。

日程第27、議案第30号 築上町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は、築上町教育委員会委員に小林正尚氏を任命することについて、議会の意見を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、電子表決システムで同意、不同意を決定したいと思います。投票が終わるまで議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（塩田 文男君） ただいまの出席議員は13名です。2番、江本議員については、事務局が補佐をします。

議場内の2か所にモニターがありますが、その画面が投票受付中になると投票ができますようになります。しばらくお待ちください。

それでは、築上町教育委員会委員に小林正尚氏を任命することについて、議会の意見を求める人事案件です。

先ほど、ただいま出席の13名からスタートしますので、モニターが切り替わりましたら、採決のボタンの用意をお願いします。

はい、どうぞ。

〔電子表決〕

○議長（塩田 文男君） それでは、投票を締め切ります。

投票の結果です。投票総数12票、賛成12票、反対0票、白票0票。したがって、議案第30号の築上町教育委員会委員に小林正尚氏を任命することについては、同意をすることに決定いたしました。

日程第28、議案第31号 築上町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、築上町固定資産評価審査委員会委員に渡邊義治氏を選任することについて、議会の意見を求める人事案件です。

会議規則第82条の規定により、電子表決システムで同意、不同意を決定したいと思います。

ただいまの出席議員は13名です。議場内2か所にモニターがありますが、その画面が投票受付中になると投票ができますようになります。

ただいま投票を開始します。それでは、始めてください。

〔電子表決〕

○議長（塩田 文男君） よろしいですか。それでは、投票を締め切ります。

投票結果です。投票総数１２、賛成１２票、反対０票、白票０票。したがって、議案第３１号の築上町固定資産評価審査委員会委員に、渡邊義治氏を選任することに同意することに決定しました。

日程第２９、議案第３２号築上町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、築上町固定資産評価審査委員会委員に小笠原洋子氏を選任することについて、議会の意見を求める人事案件です。

会議規則第８２条の規定により、電子表決システムで同意、不同意を決定したいと思います。

ただいまの出席議員は１３名です。議場内に２か所モニターがありますが、その画面が投票中になると投票ができるようになります。

ただいまより投票開始します。始めてください。

〔電子表決〕

○議長（塩田 文男君） はい、よろしいですか。それでは、投票を締め切ります。

投票の結果です。賛成１２票、反対０票、白票０票。したがって、議案第３２号の築上町固定資産評価審査委員会委員に小笠原洋子氏を選任することに同意することに決定しました。

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に行きます。

日程第３０、議案第３３号築上町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、築上町固定資産評価審査委員会委員に久保和明氏を選任することについて、議会の意見を求める人事案件です。

会議規則第８２条の規定により、電子表決システムで同意、不同意を決定したいと思います。

ただいまの出席議員は１３名です。議場内２か所にモニターがありますが、その画面が投票受付中になると投票ができるようになります。

投票開始します。始めてください。

〔電子表決〕

○議長（塩田 文男君） 投票を締め切ります。

投票結果です。投票総数１２票、賛成１２票、反対０票、白票０票。したがって、議案第３３号の築上町固定資産評価審査委員会委員に久保和明氏を選任することについては同意することと決定いたしました。

次に、日程第３１、議案第３４号築上町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は、築上町農業委員会委員に大森洋一氏を任命することについて、議会の意見を求める人事案件です。

会議規則第82条の規定により、電子表決システムで同意、不同意を決定したいと思います。

ただいまの出席議員は13名です。議場内2か所にモニターがありますが、その画面が受付中になると投票ができるようになります。

投票を開始します。始めてください。

〔電子表決〕

○議長（塩田 文男君） それでは、投票を締め切ります。

投票結果です。投票総数12票、賛成12票、反対0票、白票0票。したがって、議案第34号の築上町農業委員会委員に大森洋一氏を任命することについては、同意とすることに決定いたしました。

〔議場開鎖〕

---

### 日程第32. 議案第35号

○議長（塩田 文男君） 次に、日程第32、議案第35号町道路線の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第35号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

### 日程第33. 議案第36号

○議長（塩田 文男君） 日程第33、議案第36号町道路線の廃止についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

議題となっています議案第36号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

### 日程第34. 議案第37号

○議長（塩田 文男君） 日程第34、議案第37号権利の放棄についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第37号は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

### 日程第 35、議案第 38 号

○議長（塩田 文男君） 日程第 35、議案第 38 号公有水面の埋立てについてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。池亀議員。

○議員（14 番 池亀 豊君） この福岡県知事に次のとおり回答する、令和 6 年 2 月 1 日付 5 項第 726 号により意見を求められた築城基地滑走路延長事業に伴う、福岡県築上郡築上町大字西八田 1137 番地の地先の公有水面の埋立てについては、異議ありませんという議決ですけど、この滑走路延長は米軍機が飛来する可能性——可能性というか、そのためのものであるというふうに理解しています。

築上町では、平成 31 年の 2 月 20 日に、築城基地所属 F2 戦闘機の墜落に関する申入れ書として、みやこ町と行橋市と合同で築城基地においては、昨年 11 月 2 日に F2 戦闘機の接触事故があったと。それから、過去には平成 20 年 9 月に F15 戦闘機の墜落事故が発生しておるとして遺憾の意を表明しています。この米軍機が来るということは、米軍機というのは、自衛隊の戦闘機と比べて比類がないぐらい世界各地で事故を起こしています。こういう問題が発生することを置き換えて議決するのであれば、防衛省は 2018 年 7 月 13 日のこの築城基地の延長計画の説明に当たっても防衛省としては、地元の自治体の御理解と御協力を得ながら進めたいと答えしています。それ以後も、防衛省交渉のたびにずっと地元の理解を得て進めてまいりたいと答えています。よって、このような議決に当たっては、町民の皆さんに丁寧に説明するべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） この問題についても、基本的には八津田地区を中心に基地関係のところには説明はしております。そういう形の中で基本的には、これは日米 2 プラス 2 の中で日米共同訓練をするに当たっては、滑走路の延長が短いというようなことで、危険性があっては大変だというようなことで、300 メーター延長してほしいという申出が米国から日本国にあっておるということで、本町には連絡がありました。

で、本町といたしましても、従前から、滑走路の延長は、カメラミッションという行為がございいますが、この行為が滑走路の先端に標的がありまして、それを現在は、松林の上空、浜宮から急降下して、それが、低空でカメラミッションの標的に向かって写真を撮影すると。そして、写真撮影したら急上昇していくという行為が度々なされてあるわけでございますけれど、これらが解消するというようなことでカメラミッションの標的の移動を地元住民からはしてほしいと。そうすれば滑走路が延長になれば 300 メーター近くは、標的が延長されて騒音の解消になるというようなことも含めて、日米共同訓練の安全性の理由からと、それから、先ほど申したカメラミ

ッションの騒音軽減の形ということで築上町としては、同意をしようと、こういう形で議会のほうに提案をしとるところでございます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 池亀議員。

○議員（14番 池亀 豊君） 町長のお考えはお聞きしました。私は、今、騒音の低減につながるとおっしゃいましたが、米軍機が来るようになると騒音は、地元、あの近辺だけでなく、築上町全体の騒音が絶対上がると考えてます。それから、事故も起きる可能性がある。これはやっぱり基地関係のところだけでなく、築上町民全員、町民の皆さん全員に関わる問題ですので、やっぱり、議会で議決するのであれば、やっぱり丁寧に説明をするべきだという意見を述べまして、質問を終わります。

○議長（塩田 文男君） ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第38号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

#### 日程第36. 議案第39号

#### 日程第37. 議案第40号

○議長（塩田 文男君） ここで、追加提案です。

お諮りします。日程第36、議案第39号基本協定の締結に係る議決内容の一部変更について及び日程第37、議案第40号工事請負契約の締結についてを会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し本日即決したいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。

皆さん、大変申し訳ないところということで、事務局長から提案がありまして、定例会の議案整理簿と議事日程のところ、字の間違いがありますので訂正を行いたいと思います。

日程第37、議案第40号、下から2番目のところですが、工事請負計画の締結と書いてある、契約に書き換えていただきたいと思います。（「ここだけ」と呼ぶ者あり）よろしくお願いいたします。

それでは、よって、議案第39号及び議案第40号については委員会付託を省略し、本日即決することに決定いたしました。

日程第36、議案第39号基本協定の締結に係る議決内容の一部変更についてを議題とします。職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。

○議長（塩田 文男君） 元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 議案第39号基本協定の締結に係る議案内容の一部変更について、令和3年6月7日付、議案第44号をもって議決された町道下別府船迫線の立体交差工事施工に関する基本協定の締結に係る議決内容（令和5年3月6日付、議案第38号をもって一部変更）の一部を次のように改める。

令和6年3月7日提出、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第39号は、基本協定の締結に係る議決内容の一部変更でございます。

本案は、町道下別府船迫線道路改良工事において、JR日豊本線を交差する箇所の立体交差工事を施工するに当たり、九州旅客鉄道株式会社に建設工事の委託を行って、令和3年6月2日に1億8,614万1,000円で仮協定を締結いたしております。

令和3年6月7日の定例会において議決がされ、第1回目の変更を令和5年の2月24日に2億411万9,000円で仮協定の締結。

令和5年3月6日の定例会において議決がされ、本協定としたものでございますが、今回の変更については、令和5年度が基本協定の最終年度となっているため、精算に伴う減額の変更協定でございます。

このため、協定額を2億411万9,000円から718万2,437円を減額いたしまして、1億9,693万6,563円に改めるものでございます。

減額案でございますので、よろしく御審議を頂き、御採択をお願い申し上げます。

○議長（塩田 文男君） これから質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） ただいま、町長から過去の経緯も含めて丁寧な説明があったので、よく理解できました。ありがとうございます。

ただ、減額ですから町が負担する金額が安くなる、結構なことだと思うんですが、なぜ、減額になったかだけでもう少し教えてください。

○議長（塩田 文男君） 神崎建設課長。

○建設課長（神崎 秀一君） 建設課、神崎でございます。

減額の主な理由でございますが、軌道工事のほうで軌道の経過観察後、変位が見られなかったことによる減額、それと撤去工において、撤去工法の変更に伴う電力停止回数の減等々がございます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第39号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案第39号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第37、議案第40号工事請負契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 議案第40号工事請負契約の締結について、築上町椎田社会福祉センター（自愛の家）改修工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。

令和6年3月7日提出、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第40号は、工事請負契約の締結でございます。

本案は、築上町椎田社会福祉センター（自愛の家）の改修工事でございます。

本請負契約は、令和6年2月22日に条件付一般競争入札を行った結果、3社の入札参加がございまして、結果は別紙入札結果表のとおりでございます。

なお、松山建設株式会社京築支店が消費税込みで2億8,050万円で落札し、仮契約をいたしておるものでございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

○議長（塩田 文男君） これから質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 関連資料がついているので、関連資料に基づいて質問させていただきます。

まず関連資料の10ページに、この入札は条件付一般競争入札で行われたとあります。その後に必要な入札参加資格、これが条件だと思いますが、条件もいろいろ書いてありますが、条件付一般競争入札で行われた結果、6ページの入札結果表を拝見すると参加申込みが3社、松山建設様、大木建設様、株式会社コンステック様の3社の申込み。結果は1社辞退。それで松山建設様

が落札。

ただですね、これ、落札率を——概算ですけどざーっと計算すると、ほぼ予定価格に近い、99%近い落札額になっているように、ちょっとざーっと計算してみたんです。

先ほども、債務負担行為に関連して、契約のやり方についてお話しさせていただきましたが、今回の一般会計の来年度予算、財政課長の説明だと、取りあえず組んでみると15億ぐらい不足していた。財政が厳しい折、入札価格はできるだけ、まあ、入札自体は業者さんが入札することですから、致し方ない面があるのは理解しておるんですが、できるだけ安い価格で適正な工事をやっていただけるように、条件付をやるんだったら条件を工夫したりとか、広い範囲の業者さん、信頼のおける広い範囲の業者さんが来れるような入札条件を工夫するとか、あるいは——これにしても必ずしも条件付にする必要はなかったのではないかな気がするんですが、その辺のことについて説明いただきたいのと、今後その条件だとか、あるいは一般競争入札の導入とか、少しでも貴重な税金を効率的に使うように、どのように考えているか御答弁をお願いいたします。

○議長（塩田 文男君） 元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 企画財政課、元島でございます。

今回の一般競争につきましては、条件付の一般競争入札で執行した次第でございます。

資料の11ページにございます入札参加資格に関する事項の中の参加形態、複数団体で行うのか、単体（ ）で行うのかという分につきましては、JVを組まない単体事業でございます。

それと、名簿の登録というのが一番大切でございまして、築上町のほうに令和5年度に競争入札参加資格申請書を提出しているということが、まず、築上町の今の入札の中での最も重要視する条件でございますので、一般競争で全く条件をつけないということになれば、この資格申請書の名簿を私どもの町のほうに提出しない業者も参加ができるということになりますので、ここの条件については今までどおり行っていきたいと考えております。

また、地域要件については、福岡県内に仕事を行う受任営業所、もしくは本店があるということと受任地が福岡県内ということで今回条件をつけております。

また、必要な条件といたしましては、建築一式工事の総合評点が1,000点以上であるというのと、1,400平米以上の建築物の施工実績がある、これは、今回の自愛の家が1,397平米になりますので、それ以上の改修もしくは建築の実績がある業者にやっていただくということで今回条件をつけた次第でございます。

今後につきましては、先ほども申しましたけれども、競争入札参加資格については毎年それを、参加申請の書類を受付をしてやっておりますので、それを、条件を抜きにすることになれば、そういうことの参加資格申請書を行っていただく業者との兼ね合いがございますので、この条件については条件をつけたいというふうにも今後も考えております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 丁寧な説明ありがとうございます。私もおかしいと言っているわけではないんです。できるだけ広く入札できるようにして、できるだけ効率的なお金の使い方を考えてほしいということを申し上げただけで、詳しく説明していただいて、よく理解できました。

関連してもう1つ教えてください。私も詳しく分からないんですが、国の指導とか法律とかで、そもそも——そもそもはですね、地方自治法だったかな、一般競争入札が原則だけれども、それは、いろんな事情があるから、私も全て一般競争入札が適しているとは全く思っておりません。金額とか内容によっては、地元業者育成のために地元業者を優先するような条件をつけるのは、町として当然のことだと思っているんですが、今回もいろんなことを勘案して合理的な条件をつけているんだと今の説明で理解できましたが、逆に、法律とか規則の規定でこういう内容、あるいはこの金額以上だと条件をつけられなくて、条件のない一般競争入札をするしかないというような事案もあると思うんですけど、そういう場合はどういう場合か、それをちょっと、勉強のために教えてください。それともないんですかね。

○議長（塩田 文男君） 元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 企画財政課、元島でございます。

一般競争入札にするかしないかということに関しましては、要項の中で5,000万円以上の工事については一般競争入札で行うというふうに、まあ、例外もございますけれども、そういうふうに規定してございます。その5,000万円というのが、議会の議決に付すべき契約案件の中で、予定価格が5,000万円以上の工事、制度工事の請負については議決を頂くということになっておりますので、金額についてはその5,000万円ということで今運用しております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 自分で例規を読んで勉強すれば分かることを聞いてしまって、大変申し訳なかった。ただ、うちの町では5,000万円以上の契約案件は一般競争入札が原則であるということがよく分かりました。ありがとうございます。

○議長（塩田 文男君） ほかにないですか。工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 椎田の社会福祉センター（自愛の家）が新しくなるということは非常にいいと思うんですが、ちょっと、関連して、そうすると、築城の、社協ですかね、その取扱いというのは、当然これと同時に検討もしくは次の利用というのは考えていると思うんですが、今どこあたりまで進んでいるのかをお願いします。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応その話は進めておりますけれども、まだ発表する時期には至ってないということでございますので、まだちょっと、対応を、まあ、お互いの条件とかそういうものもある程度加味しながら、ある程度できるようになったら皆さんにはお知らせしたいと思います。以上です。

○議長（塩田 文男君） 工藤議員。

○議員（５番 工藤 久司君） 時期が来たらということですので……。

それと、以前から言っていると思うんですが、築城の社会福祉センターを利用している方たちが椎田に来る交通手段というのは、非常に危惧をされていると思うんですね。ですから、そのあたりのフォローというか、というのもしっかり検討の中に入れていただければなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（塩田 文男君） ほかにないですか。池亀議員。

○議員（１４番 池亀 豊君） 今の工藤議員の質問に関連しまして、先ほど町長、まだ決定していないからおっしゃいましたが、決定していないと、今おっしゃることは、分からないということですよ。今、工藤議員がいろんな、足の確保とかのことを言っていましたけど、まだ、どうなるか分からないということですね。

私は、何というか、住民の合意を得るべきだと考えますので、分からないという答えであれば、本当に住民の合意を得て行っていついていただきたいということを申し上げたいと思います。よろしいですか。

○議長（塩田 文男君） いや、待って。

請負契約の締結についての議題です。その辺については、各委員会なりで所管外、所管内、出してでも議論のほうを入れていただきたいと思います。

締結議題で御質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第４０号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案第４０号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第38. 発議第1号**

○議長（塩田 文男君） 日程第38、発議第1号築上町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。横内議会事務局長。

○事務局長（横内 秀樹君） 発議第1号築上町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり地方自治法第112条及び築上町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和6年3月7日、提出者、築上町議会議員武道修司、賛成者、築上町議会議員池亀豊、築上町議会議員塩田文男様。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 提案理由の説明を求めます。武道議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（武道 修司君） それでは、築上町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明をさせていただきます。

令和5年の3月に議員発議で制定している本条例についての説明になります。

令和4年6月17日に公布されました刑法等の一部を改正する法律等において、再犯防止の観点から受刑者の年齢や特性に応じ、作業と指導をより柔軟に組み合わせた処遇を実施できるようにするために、自由刑である懲役、禁錮を廃止し、拘禁刑に単一化するものであり、今回、本条例中に規定されている文章の中に先ほどの言葉がありますので、文言の整理を行うものであります。

以上です。

○議長（塩田 文男君） ありがとうございます。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています発議第1号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

これで本日の議案質疑及び委員会付託を終了いたしました。

---

○議長（塩田 文男君） 以上で、本日の日程は終了いたします。

なお、所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、明日3月8日の正午までに事務局に所定の様式で申し出てください。

皆さん、大変、お疲れさまでした。これで散会いたします。

午後 2 時03分散会

---